

新型コロナウイルスで 四国遍路はどうなるのでしょうか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 新型コロナウイルスの感染拡大でわれわれの生活環境は一変しました。四国遍路にも既に影響を与えています。そして今後どのような変化をもたらすのでしょうか。NPO法人遍路とおもてなしのネットワークでは四国遍路を歩いて結願した人にさぬき市前山のおへんろ交流サロンに委託して「遍路大使任命書」を差し上げています。

四国遍路は車で霊場を巡る人の方が圧倒的に多いので、遍路大使任命書は自分の力で歩いて結願されたお遍路さんに限って差し上げています。世界的に有名なスペインのサンティアゴ巡礼は歩きか自転車あるいは馬での移動のみを巡礼と認めていて車の利用は巡礼とは認めていません。

「遍路大使任命書」は申込書を書いて頂いて発行しているのです。歩き遍路の人数やどこから来られたかを把握することが出来ます。この情報によって昨年までと今年になってからの遍路大使任命書の発行数を比較するとその数が激減していることが分かります。

- ・2018年7月1日～2019年6月30日の1年間の遍路大使任命書の発行数は2,255枚
- ・2019年7月1日～2020年6月30日の1年間の遍路大使任命書の発行数は1,365枚
- ・2020年4月1日～2020年9月30日の半年間では332枚です。

2019年中は新型コロナの影響が現れる前なので例年通りでしたが、2020年の遍路シーズンからは新型コロナの影響が直撃して上のような数字になっています。

新型コロナの騒ぎが収まるとお遍路さんの数が以前の様に戻ってくれることを期待したいのですが遍路を取り巻く状況には楽観的になれない要素があります。

2 遍路宿と遍路道を支える地域の人々が戻らないのではないかと心配しています。特に中山間地域では少子高齢化の進み方が早く影響が大きいと考えられます。

遍路宿は民宿や善根宿を含めて高齢者によって運営されているところが多く新型コロナの影響で開店休業状態が続くと、たとえお遍路さんの数が元に戻ったとしても開店休業状態から営業を再開するためのエネルギーが残っているのか大変心配です。

一定程度営業を再開されない遍路宿があると宿泊空白地帯が出来るのではないかとこの危惧もあります。歩き遍路は毎日平均30km程度歩き続けます。これくらいの間隔で遍路宿があるのが望ましいのです。しかし、一日歩いてその日の宿泊に都合の良い遍路宿を見つけられない「遍路宿空白地帯」が既に出現し掛かっています。宿泊施設が見つけられなければ歩き遍路の方がやむを得ず「野宿」をされるようになるかもしれません。今でも少数の野宿をされる方がおられますが、野宿の人が増えると地元の人たちも寛容に受入れて貰えない恐れがあります。

3 遍路道についても見通しは暗いです。NPO法人遍路とおもてなしのネットワークでは遍路道の道しるべとして毎年2・3基の石柱を建立しています。今年も10月に宇和島市南部の山中を通る遍路道に建立します。この遍路道をこれまで維持管理されてきた集落が近い将来限界集落となって消滅する運命にあるので、集落の出身者が自分たちの生活してきた証しにと石柱を立てられます。石柱は記念として残されますが、今後の道の維持管理を誰が担うのか大きな問題です。幸い、この地区では遍路道のウォーキングイベントを毎年実施されているのでなんとか道路整備は行われると期待しているのですが、維持管理を担う地域の人々の後継者がいなくなる遍路道はあちこちにあるのではないかと心配です。

4 100年前のスペイン風邪の大流行から推測するとやがて新型コロナの感染は終息すると思われます。しかし、その間に失われてしまう四国遍路を支える遍路宿や遍路道が元に戻れないような打撃を受けるのではないかと懸念します。

四国4県挙げて四国遍路の世界遺産登録を目指して努力しています。近々、文化庁が国内暫定リストへの追加登録をしそうな動きがあります。「四国遍路」は有力な候補であると信じて活動をしています。暫定リストへの登録さらにはその後の世界遺産登録を目指すには遍路宿の存続や利用しやすい宿泊施設の新設そして遍路道の維持管理態勢の構築が急がれると思います。

第72回中小企業団体全国大会、茨城県にて開催される

10月22日、「ザ・ヒロサワシティ会館」(水戸市)において、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で梶山弘志・経済産業大臣等のご臨席の下、「第72回中小企業団体全国大会」が開催され、全国から中小企業団体の代表者約380名が参集しました。

本大会では、大井川和彦・茨城県知事、高橋靖・水戸市長より歓迎のご挨拶を頂戴しました。続いて梶山弘志・経済産業大臣よりご祝辞を頂戴し、田村憲久・厚生労働大臣、野上浩太郎・農林水産大臣、関根正裕・商工組合中央金庫代表取締役社長より、ビデオメッセージを頂戴しました。

大会は、阿部真也・茨城県中央会会長が議長に、堀一・新潟県中央会会長、坂倉徹・神奈川県中央会副会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進、中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備など21項目を決議しました。

また、稲山幹夫・福井県中央会会長が「デジタル化など生産性向上への取組み」と題して意見発表を行い、本大会の意義を内外に表明するため、山本主税・茨城県中小企業青年中央会会長が「大会宣言」を高らかに宣し、満場の拍手の下、採択されました。

これと併せて、本大会では、優良組合(32組合)、組合功労者(74名)、中央会優秀専従者(20名)の表彰が執り行われました。受彰者より、有賀義裕氏(福島県酒造協同組合理事長)、竹脇元治氏(南町三丁目商店街振興組理事長)、矢口加奈子氏(埼玉県中央会)が総代となり、森会長より表彰状とともに記念品が贈られました。

次期全国大会については、令和3年11月25日(木)に、神奈川県横浜市において開催することを発表し、大会旗が森会長から坂倉徹・神奈川県中央会副会長へ継承され、坂倉副会長が次期開催地会長挨拶を行った後、閉会となりました。

大会決議

I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充

1. 新型コロナウイルス感染症及び多発する災害からの復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化への強力な推進
2. 生産性向上の実現支援の加速化と新たな展開対応への支援強化
3. 次世代への円滑な事業承継・後継者育成に向けた対策の強化
4. 中小企業団体中央会の指導体制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度への運用改善
5. 地方創生推進に向けた対策の拡充

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する配慮
2. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮
3. 中小企業の人材確保・定着対策
4. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定
5. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充
6. 外国人材の受入れ体制の整備
7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充
8. 国による職業訓練機能の拡充・強化
9. 社会保険制度等の整備

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進



▲梶山経済産業大臣



▲大会の様子



▲本県からは国東会長(中央)と事務局が参加

組合事務局代表者等研究会を開催



▲講師の佐藤先生



▲会場の様子

本会は10月14日、ホテルパールガーデン(高松市)において組合事務局代表者等研究会を開催しました。

今回は、講師に社会保険労務士の佐藤秀樹氏をお迎えし、「～真の働き方改革のファンファーレ～Withコロナ・Afterコロナ時代の働き方改革」をテーマに講演を行い、組合役職員約40名が出席しました。新型コロナウイルス感染症の影響によって働き方も大きく変化しているとして、Withコロナを想定した労務管理やフレックスタイム制、時差出勤といった柔軟な労働時間管理についての説明を行いました。

今年度、働き方にも大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症を踏まえた講義内容ということもあり、出席者の方々は熱心に受講されていました。

会員ニュース 1

特別仕様テントと防護服を高松市に寄贈

香川県テントシート工業組合

10月12日、香川県テントシート工業組合(大西勝也理事長)は、大西理事長と富岡副理事長、大野防災担当理事、協力会社である太陽工業株式会社の藤戸顧問の4名で大西秀人高松市長を訪問し、高松市に対して車両が進入できる高さを確保した特別仕様のテントと防護服を寄贈しました。

同組合では、新型コロナウイルス感染症の流行に際して、テントの特徴を活かした支援ができないかという想いから、寄贈という形での貢献を行うことになりました。

今回寄贈された特別仕様のテントについては、抗菌処理が施されており、ドライブスルー方式で行うPCR検査センター等で使用される予定とのこと。また、防護服は2種類あり、医療従事者を感染から守るものとお見舞いの方が着用することで入院患者を感染から守るものの2種類があり、今後は用途に応じて適切に使っていきとのことでした。

大西理事長は、「新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、医療従事者や対策を行う方々は多大な苦勞をされている。テント幕は、遮光・遮熱・耐紫外線・防炎性を有した柔らかくしなやかな多機能素材。業界としては現在、抗ウイルス製品の開発も目指しており、今後もテント業界一丸となって、社会貢献に繋がる事業を積極的に行っていきたい」と仰っていました。



▲寄贈を行う大西理事長(右)



▲大西市長と寄贈を行った組合役員ら

会員ニュース 2

新型コロナウイルス
感染症予防対策に関する講習会を開催

香川県美容業生活衛生同業組合

10月12日、香川県美容会館（高松市）において、香川県美容業生活衛生同業組合（川原理事長）が新型コロナウイルス感染症対策を目的とした講習会を開催し、組員約40名が出席しました。

美容業では、顧客と接する距離が近いということもあり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って大きな打撃を受けました。自主的に休業を行ったりするなど、業界全体で対応を行っていましたが、専門家による対策指導を受けてもらいたいとのことから今回の講習会の開催が実現しました。

まず始めに、香川県健康福祉部医療調整監の星川洋一氏を講師にお迎えし、「新型コロナウイルス感染予防対策」をテーマに、業界における集団感染事例や感染経路対策についての説明がありました。続いて同部生活衛生課の高尾耕治氏より、「感染拡大予防ガイドライン・自主衛生管理」をテーマに、美容業界における具体的な感染症対策についての説明があり、出席者は自身の店舗での感染症対策実践状況を踏まえながら、熱心に耳を傾けていました。

川原理事長は、「新型コロナウイルス感染症の影響で、県内でも売上が減少した組員さんは多い。これからは、感染症対策をしっかり行っているかどうか、お店を選ぶ際の重要なファクターとなってくる。美容業界からクラスターを出さないことも求められており、業界全体が共助の精神のもと、人と人の繋がりを大切に、一致団結していくことが肝要だ。県内に12ある生活衛生同業組合では、それぞれが感染拡大予防ガイドラインを策定している。組合としても横の繋がりを大切に、情報の共有を図っていききたい。今回の講習会は、業界としても大変重要な内容になっているが、感染症対策の一環で人数制限を行った。今後の希望に応じ、継続して講習会を開催していきたい」と仰っていました。



▲挨拶をする川原理事長



▲講習会の様子

会員ニュース 3

加盟店舗従業員を対象にした
独自PCR検査を実施

高松丸亀町商店街振興組合



▲検査キット

10月15日、高松丸亀町商店街振興組合（古川康造理事長）は、加盟店舗従業員を対象とした独自のPCR検査を開始しました。

今回の検査は、希望店舗が対象で、飲食店やアパレルショップなど13の店舗や事業所が申請を行いました。全従業員の陰性が確認された店舗には、検査を行っていることを知らせるチラシを掲示し、利用者に安全をアピールします。約100人の検査を月1回、12月までの計3回行い、検査費用の大半は組合で負担し、陽性が確認された場合は、店舗名の公表を行います。また、非接触型体温計や従業員用の検温済みバッジなどの配布も始めています。

丸亀町商店街では、緊急事態宣言後に売上が約8割減少しました。その後、回復の兆しを見せてはいますが、足取りは鈍い状況にあります。そこで、公的な支援に頼るだけでなく、自分たちでできることを行おうと今回の取組を実施することになりました。

古川理事長は、「我々のような商店街事業者にとって、安全性のPRはとても大切。新型コロナウイルス感染症で一番怖いのは、無症状の人が感染を拡大させてしまうことだと考えている。特効薬が早くできてほしいと切に願っているが、それまでの間も生き延びていかなければいけない。今回の取組では、感染者がいた場合に店舗名の公表を行うなど、強制力が大きい部分もあるが、感染者が出た場合でも迅速且つ適切な対応を継続して行っていきたい」と仰っていました。



▲組員への説明会の様子

お知らせ 1

過重労働解消キャンペーンについて

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。

また、各企業には時間外労働の上限規制が適用されています。

この機会に職場環境を見直してみませんか？

詳しくは、[過重労働解消キャンペーン](#)  で検索。

お知らせ 2

国家公務員倫理月間について

【国からのお知らせ】12月は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、12月を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施しています。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること（国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能）

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。詳細は、[国家公務員倫理審査会ウェブサイト](#)をご参照下さい。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

上記 HP には、倫理法・倫理規程に関するパンフレット、具体的なケースに沿った運用を解説した事例集なども掲載しています。

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【メール】 rinrimail@jinji.go.jp（郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。）

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話（代表）：03-3581-5311

各DI値が3月の新型コロナウイルス発生直後の水準まで戻る

2020年9月

Industry Information

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として小麦粉の販売量(業務用)は落ち込んでおり、麺類の販売量はかなり新型コロナウイルスの影響を受けている。また、外国産小麦の政府売渡価格が10月1日から4.3%引き下げられることに伴い、小麦粉価格もこれに準じて引き下げられ、今後、大手製粉会社から順次発表される。なお、引き下げの時期は令和3年1月からとなる。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは組合全体として前年同月比90.8%(8月分)である。企業によりバラツキはあるが、4月～5月が底で状況は良くない中でも上向してきた感がある。こういう時世なので原料の調達に苦慮しているとの声も耳にする。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による7月の冷凍食品生産数量は昨対98.5%となり、1月～7月の累計は100.8%となった。Go Toトラベルの影響からかシルバーウィークは人が動き、荷動きも良かった。今後開始されるGo Toイートによる外食の業績回復に期待しつつ、同時に感染症予防対策の徹底により、感染が拡大しないことを祈りたい。(冷凍食品) ●9月の組合員の業況は、単月で1割程度の売上減少と推察される。新型コロナウイルスの影響で業務用しょうゆの売上減少が6月以降続いている状況にある。当組合も出荷量の減少が経営に影響を与えていると思われる。(醤油)
	繊維工業 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響で、秋冬物手袋・ゴルフ等スポーツ用手袋とも対前年比55%程度の受注になっており、バッグ・袋物については30%と大変厳しい状況にある。業界全体に危機的影響を与えており、改善する気配が無い。多くの組合員企業において従業員の出勤調整が行われている。また、リストラを実施している企業もある。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響が長期化しているため前年比として業界全体が良くない。ただ、巣ごもり需要、テレワークでの消費は前月より回復しつつある。都市部のコンタクト需要はまだである。(家具) ●新築住宅着工数が減少(15%減)し、業況は不安定な状態が続いている。生産メーカーも動きが悪いので減産しているところが多い。(製材) ●消費税増税により景気が落ち込んでいるところに新型コロナウイルス感染症が拡大し、新設住宅着工への消費者心理が低迷しているとみられ、業界の売上高の低迷も続いている。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●当組合では、事業規模の格差が多少あり、特に小規模事業所においては新型コロナウイルスのため、将来の展望が見えず、事業承継が人的、資産的にも望めない状況のようで今後、組合員の減少が危惧されている。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●高い技術を持つ高齢者を延長雇用で継続的に雇っていた事業所が複数あるが、受注量の下落から雇用の維持が難しくなっている。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部仕事量の回復がみられるが、全体としては低調、横ばいである。(鋳物) ●堅調とみられていた組合員も受注量減少の兆しがあり、来たるべき日のために多能化工化、生産効率化、経費削減等を各々図っているところである。(鍍金) ●需要動向について企業によって仕事量の格差はあるが全体的にここ数ヶ月低迷が続いている。また、価格についても下降傾向気味であり、工事の計画変更や図面の承認遅れも課題としてあげられる。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●造船の受注工事が少なく、今後の動向が読めない状況が続いている。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●Go Toキャンペーンによって人の動きが多くなり、各地のイベントも少しずつ再開され始めた。売上も少し回復してきている。(漆器) ●9月は前年同月にはあった自衛隊からの受注が全くなく、3分の1の売上で雇用人員も休ませていた。10月納期の布団の資材も全く入って来ず、小売部門も販売不振であり、事業を継続していくのが困難である。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●量販店の売れ行きと業務筋との格差がまだかなり開きがあり、商品によっては全国的な品不足を出しつつあり、これからの秋冬野菜に影響を与えるだろう。(青果物) ●新型コロナウイルスの影響等から前年比15%減の売上状況である。加えて、青外安売り業者の進出の影響もあり、厳しい経営が続いている。また、元売の卸売価格が2円程度低下し、小売価格に転嫁できなかったもの(3円)が少しやわらいだ。(石油) ●9月は白物家電とエアコンが順調な売れ行きを示した。コロナ禍で我々地域電器店の固定客のありがたみを感じた。平日頃の訪問活動がお客様との絆である。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円の給付金効果が一部の店舗を除き、ほぼ終了したと思われる。また、昨年9月は増税前の駆け込み需要があり、高額品を中心に売上が伸びたこともあり、今年はその要件もないことから、多くの店舗で売上は厳しいものとなった。商店街の通行量は、9月後半以降は再び回復傾向にあるものの20～40代が中心で高齢者層はまだまだ警戒心が強く、しばらく回復は見込めないと考える。11月以降の寒い時期になっても新型コロナウイルスの新規感染者があまり増えていないようなら、ようやく高齢者層も少しは安心して消費の現場に復帰するものと思われる。それまでは、巣ごもり需要は堅調な推移で伸長するが、小売店の販売に前年実績を超えるほどの復調は期待できない。しかしながら、百貨店では物産展が、各所ではイベントが徐々にではあるが再開され始めており、政府のGo Toキャンペーンや高松市のPayPayを使った消費刺激策も相まって、今後の消費には明るさが戻ってきてほしいと願わずにはいられない。(高松市) ●9月前半は台風やフェーン現象で気温が高く暑い日が続く、人通りが少なく売上が半減した。19日～22日の4連休はうどん店に行列がみられた。他県からの来県であると思う。いつ収束するか分からない新型コロナウイルスの影響は、夜の飲食店の閉店時間を早くしている。(高松市) ●新型コロナウイルスの影響が長くなり、事業の継続に支障が出てきている。給付金だけでは持続できない。(坂出市) ●新型コロナウイルスの影響は継続しているが、それによる「社会構造の変化」を認識し、受け止めて対応する新しい経営手法を考える段階になっていると思う。Go Toトラベルや自粛疲れで県外観光客も目立ってきた。観光客の受け入れ体制は業種事情で異なるが、「歓迎の心」など親切に接する心構えなどは共有していきたいと考える。飲食の厳しさは続いているようだが、物販は新型コロナウイルス発生以前から厳しく、遠観しているとも感じる。(丸亀市) ●人気だった郊外のうどん店が最近、3店舗廃業した。町内にあった有力衣料品店も旧町に見切りをつけ、郊外の国道沿いに店舗を移転した。力があり、金融機関のバックアップがあればこそであるがそうでない老店舗は消えざるのみの予感がする。(観音寺市)

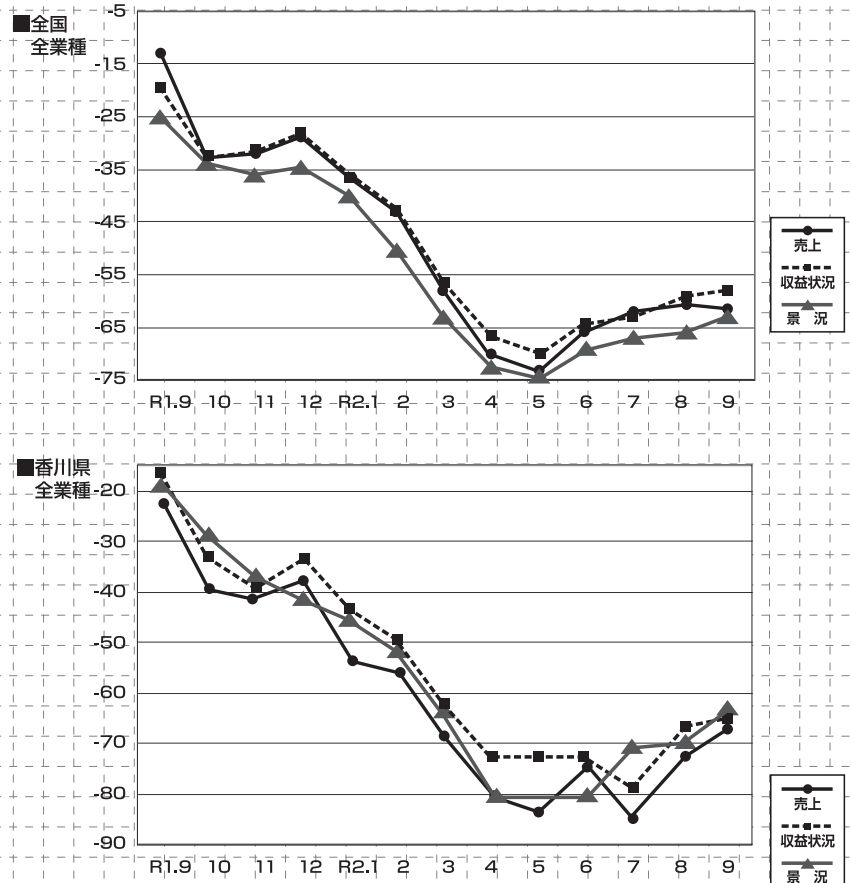
9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高D値は-64.6ポイントで前月調査の-70.8ポイントから6.2ポイント改善。収益D値は-64.6ポイントで前月調査の-66.7ポイントから2.1ポイント改善。景況D値は-62.5ポイントで前月調査の-70.8ポイントから8.3ポイント改善し、各D値は概ね3月の新型コロナウイルス発生直後の水準まで戻している。一部では下げ止まりや、Go Toキャンペーン等の景気刺激策により、先行きに期待がもてるとの報告がある一方で、雇用人員の見直しや削減についての報告もある。

非製造業	サービス業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●年末商戦に向けた商業施設の受注が少しずつ増えてきている。(ディスプレイ) ●新型コロナウイルス感染症に伴う県内宿泊施設への影響に関する調査の結果、宿泊人数の対前年比について5月の約90%減を底として、7月、8月はそれぞれ約50%減、9月は約40%減となっており、徐々にではあるが需要の回復がみられる。国のGo Toキャンペーンが本格化しており、宿泊・日帰り旅行の予約状況は、さらに伸びてくると思われるが、キャンペーン終了後の見通しは厳しいものがあると考えている。また、団体旅行から個人旅行へと旅行形態の変化が顕著である。日帰りの会議や宴会についても9月の実績は約50%減と持ち直しの動きがみられるものの、10月以降の予約状況は約70%以上の減少となっており、依然として鈍い動きとなっている。(旅館) ●ここ最近、若いお客様は来店周期にあまり変化はみられなかったが、主婦層はじめ、高齢者層には、やはり慎重さが目立ち、来客は減少気味である。また、組合員の不安感を軽減するため、「新型コロナウイルス感染症予防対策」を目的とした講習会を10月12日に開催(本誌4ページ参照)するとともに、香川県生活衛生営業指導センターが「皆さんの悩み何でも相談」を開催している。(美容)
	建設業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業庁が約束手形の支払条件の改善に向けて開いた検討会にて、手形の振出から現金化までの期間について一律に60日以内にするよう業界に求める方針を示した。建設業の場合は、建材や建設機械の購入などが該当するが国交省が建設業を対象に行った実態調査では手形サイトの設定期間は、61日以上120日以内の企業が89.7%を占めており、今回示された60日以内とした建設企業は4.5%にとどまっているのが現状である。支払条件の大幅な転換につながる事から資金繰りが急激に悪化することのないよう具体的な施行時期に注視していきたい。(総合建設)
	運輸業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、9月上旬の営業収入は対前年比62%、下期は64%と大幅な減少となっている。(タクシー) ●令和2年8月分高速道路通行料利用額の対前年同月比は、△5.0%減となり、対前月比では△7.2%減となった。また、8月分利用車両数の対前年同月比は、△6.6%減となった。(トラック) ●国土交通省が9月(令和2年8月31日時点まとめ)に発表した「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査(貨物自動車運送業)」によると運送収入について20%以上減少した事業者が7月は全体の26%であったが、8月は21%となった。8月の品目別の運送収入については、自動車メーカー等の生産活動の停滞等の影響で、鉄鋼厚板等が34%、完成車が23%減少している。国の支援制度については、資金繰り支援を42%の事業者が活用しており、34%の事業者が給付済み。雇用調整助成金を44%の事業者が活用し、29%の事業者が給付済みとなっている。また、国土交通省において自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」が創設された。(貨物)

香川県内の業種別D値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☔	☔	☔
	繊維・同製品	☔	☔	☔
	木材・木製品	☔	☔	☔
	印刷	☔	☔	☔
	窯業・土石製品	☔	☔	☁
	鉄鋼・金属製品	☔	☔	☔
	輸送用機器	☔	☁	☔
	その他	☔	☔	☔
非製造業	卸売業	☁	☁	☁
	小売業	☁	☁	☁
	商店街	☔	☔	☔
	サービス業	☔	☔	☔
	建設業	☔	☔	☔
	運輸業	☔	☔	☔
	その他	☔	☔	☔

D値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1か月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3か月(直近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給

②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給

③特別利子補給制度(注)

(注)特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件(売上減少要件：中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方については、利子補給を受けることで、2億円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

**株式会社商工組合中央金庫
高松支店**

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	4,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率ー0.9% 4年目以降：基準利率
		4,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	2億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率ー0.9% 4年目以降：基準利率
		2億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2)一部の対象者については、基準利率ー0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

守ってね!最低賃金

香川県最低賃金は、令和2年10月1日から **時間額 820円** が適用されています。

香川県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト、嘱託の雇用形態や呼称にかかわらず、原則として香川県で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業 (①冷凍調理食品製造業 ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ④船舶製造・修理業、船用機関製造業) で働く労働者の方は、特定最低賃金 (産業別最低賃金) 及び香川県最低賃金のうち高いほうの金額が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせ先
香川労働局労働基準部 賃金室 / 電話 087-811-8919



国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主 (共同経営者を含む) または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

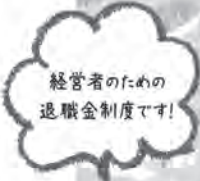
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者 (一定の資格者) の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社 / 定価
1	半沢直樹 アルルカンと道化師	池井戸潤	講談社 / 1,760円
2	突然ですが占ってもいいですか?PRESENTS とにかく運がよくなりたい!	星ひとみ、木下レオン、ぶりあでいす玲奈	扶桑社 / 1,320円
3	劇場版 鬼滅の刃 無限列車編 ノベライズ	吾峠呼世晴:原作 ufotable:脚本 矢島綾:小説	集英社 / 770円
4	政治家の覚悟	菅義偉	文藝春秋 / 880円
5	絶対に挫折しない日本史	古市憲寿	新潮社 / 968円

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 **香川事務所**
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

